

07.65

アイヌ施策推進法の規定による
手数料等の軽減について（商）

1. 軽減の要件と内容

アイヌ施策推進法第12条第1項に規定する認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}に記載された商品等需要開拓事業^{注2}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が、当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等^{注3}である場合には、当該商品等需要開拓事業^{注2}の実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（アイヌ施策推進法18条1項から6項、アイヌ施策推進法施行令9条2項、10条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表」の右欄に掲げるものである（アイヌ施策推進法施行令9条1項、10条1項）。

「表」

要件	証明書
ア. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施主体であること（*1）	申請に係る地域団体商標の商標登録について、認定アイヌ施策推進地域計画 ^{注1} に記載された商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ. 申請に係る地域団体商標の商標登録について認定アイヌ施策推進地域計画 ^{注1} に記載された商品等需要開拓事業 ^{注2} に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ. 商品等需要開拓事業 ^{注2} の実施期間内に出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること（*2）	

（*1）内閣府のホームページ上に公示された認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}の写しにより、出願人等が認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}に記載された商品等需要開拓事業^{注2}の実施主体であることを確認する。

（*2）内閣府のホームページ上に公示された認定アイヌ施策推進地域計画^{注1}の写しにより、商品等需要開拓事業^{注2}の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされたも

のであることを確認する。

(新規令和2・4)

注¹ 認定アイヌ施策推進地域計画とは、市町村が、単独で又は共同して、アイヌ施策推進法第7条に規定する基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が同法第8条に規定する都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けたものをいう（アイヌ施策推進法10条9項、12条1項）。

注² 商品等需要開拓事業とは、市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業をいう（アイヌ施策推進法10条6項）。

注³ 商標法第7条の2第1項に規定する組合等については「01.63」を参照。